

「指定障がい児相談支援事業所 そうじゃ晴々」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定障がい児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）」第 5 条の規定に基づきに基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 職員の職務内容.....	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
8. サービスの利用に関する留意事項.....	6
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	6
10. 損害賠償保険への加入.....	6
11. 苦情の受付について.....	7

社会福祉法人千寿福祉会
(事業所名) 相談支援事業所そうじゃ晴々
当事業所は障害児相談支援事業者の指定を受けています。
(総社市指定 3370800074 号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 千寿福祉会
所 在 地	岡山県津山市瓜生原326-1
電話番号	(0866) 94-4333
代表者氏名	理事長 小林 和彦
設立年月	平成3年6月21日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援事業所・令和元年5月1日指定 3370800074号
事業の目的	児童がその環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に享受する一助として、相談支援事業を提供することを目的とします。
事業所の名称	相談支援事業所 そうじゃ晴々
事業所の所在地	岡山県総社市南溝手421-1
電 話 番 号	(0866) 94-4333
FAX 番 号	(0866) 94-4336
管理者氏名	霍沢 浩之(兼任)
事業所の運営方針について	<p>指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援は、児童の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、児童やその家族の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>事業の実施にあたっては、児童に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努め、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>障害者総合支援法及び他関係法令を遵守します。</p>
開 設 年 月	令和元年5月1日
事業所が行なっている他の業務	指定一般相談支援、指定特定相談支援

3. 事業実施地域

総社市

4. 営業時間

営業日	月～金
受付時間	月～金 9時00分～17時00分
サービス提供時間帯	月～金 9時00分～17時00分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名	名	1名	1名	6. の通り
相談支援専門員	1名	名	1名	1名	6. の通り

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の作成に関する業務を行う。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容（契約書第3条～6条参照）

①障がい児支援利用計画の作成

児童のご家庭を訪問して、児童の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障がい児支援利用計画を作成します。

<障がい児支援利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、児童の居宅等を訪問し、児童及びその家族（以下、「児童等」という。）に面接して児童の心身の状況等、児童が希望する生活や児童が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②障がい児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に児童等に対して提供して、児童にサービスの選択を求めます。

③児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、児童等の選択に基づき、福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④児童についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障がい児通所支援等が提供される体制を勧告して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、児童等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児童福祉法第6条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障がい児支援利用計画案を作成します。

⑤④で作成した障がい児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、障がい児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障がい児支援利用計画案の内容について、児童等に対して説明し、児童等の同意を得た上で決定します。

⑥給付決定が行われた後に、指定障がい児通所支援事業者等、その他の者との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障がい児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員は障がい児支援利用計画を作成し、児童等の同意を得た上で決定します。

②障がい児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 障がい児支援利用計画作成後、障がい児支援利用計画の実施状況の把握及び児童についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障がい児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、児童等、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、児童の居宅等を訪問し、児童等に面接するほか、その結果を記録します。

③障がい児支援利用計画の変更

児童等が障がい児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障がい児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と児童とその家族双方の合意に基づき、障がい児支援利用計画を変更します。

（２）利用料金（契約書第7条参照）

①サービス利用料金

指定障がい児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障がい児相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、児童等の自己負担はありません。

事業者が障がい児相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、計画相談支援給付費の全額をお支払いいただきます。この場合、児童に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると障がい児相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、下記のとおり実費を徴収いたします。

- i 燃料費・・・往復距離×15円/km
- ii 駐車場代、高速道路通行料金・・・実費

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 窓口での現金支払
- イ. 下記指定口座への振り込み
中国銀行 津山東支店 普通預金 口座番号 1694268 店番号 252
社会福祉法人 千寿福祉会 相談支援事業所清和 理事長 小林和彦
- ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め児童等に説明するとともに、児童等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

児童等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人千寿福祉会個人情報保護規定）に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、児童等の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、児童等の負担となります。）保存期間は、指定障がい児相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※複写料・・・10円/枚

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) 障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 児童等に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 児童等からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付

9:00~17:00

10. 損害賠償保険への加入（契約書第 10 条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保株式会社
保 険 名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

11. 苦情等の受付について（契約書第 15 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、児童の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口＞

[相談支援専門員] 霍沢 浩之（つるさわ ひろゆき）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

○苦情解決責任者 [管理者] 間庭 浩二（まにわ こうじ）

（2）行政機関その他苦情受付機関

総社市福祉課	岡山県総社市中央一丁目1番1号- (0866) 92-8269
岡山県運営適正化委員会	岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）内 086-226-9400 月曜日～金曜日・9：00～17：00

※その他、各福祉事務所・市町村役場においても苦情の受付を行っております。

令和 年 月 日

指定障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業所) 相談支援事業所そうじゃ晴々
(説明者) 霍沢 浩之 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

(保護者)

住 所

氏 名 _____ 印

児童氏名 _____

代理人として選任されている場合は、下記にご記入下さい。

(代理人)

住 所

氏 名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号(平成24年3月13日)第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。